

オリンピック・パラリンピック競技場整備に関する申し入れ

2014年5月22日

日本共産党東京都議会議員団

2020年オリンピック・パラリンピック東京開催にむけた競技場の整備は、新国立競技場建設にむけて7月に国立競技場の解体工事が予定され、都の主な競技施設が基本設計に入るといふ段階をむかえています。しかし、現在の競技場整備計画は、IOCによる「既存競技施設の最大限活用」という方針に反し、財政的にも、環境への影響や都営住宅の除去による住民追い出しという点でも見すごすことの出来ない重大な問題があることから、都民、専門家から見直すべきとの声が大きく広がっており、現計画のまま整備を強行すべきではありません。

そもそもオリンピック・パラリンピック東京大会は、オリンピック憲章にもとづき、都民の生活、環境と調和したものとして開催すべきであり、競技場整備にあたっては、費用についても、環境等への影響についても、最小限に抑えるべきです。

国や都が、現行計画に固執せず、関係者や都民の声を真摯にうけとめ、現時点ですみやかに必要な再検討を行うよう、以下申し入れるものです。

1、新国立競技場計画について

2011年12月13日の「閣議了解」では、国、地方とも財政改革が緊急な課題であることに鑑み、「簡素を旨とし」「大会の開催に係る施設については、既存施設の活用を図ること」としています。ところが、メインスタジアムである国立競技場については、既存施設を活用せず新設としているばかりか、巨大施設建設となっていることは「閣議了解」にも反するものと言わなければなりません。

しかも、現在の新国立競技場計画は、100年の歴史をもつ神宮外苑の歴史的景観を著しく損なうもので、環境との調和をもとめたオリンピック憲章やアジェンダ21の原則に反するものです。また、後年度に重い負担を残し、スポーツ団体の利用を困難にするものです。

見直しを求める多くの建築家や都民の声を受け止め、意見を寄せている関係者の参加をえて、既存施設の改修を中心に整備計画の抜本的な見直しをはかるべきです。そのためにも7月からの解体工事は断じて行ってはなりません。

国立競技場整備は、国の責任ですが、開催都市としてオリンピック憲章の精神に反する計画の是正を求めることは都の責務です。また景観保全、風致地区の保全などは都の責任でありこの点からも都は国に強力に働きかけるべきです。

国は都に500億円の整備費負担を求めています、都は「国の責任で整備すべき」という方針を貫き、整備費を負担すべではありません。

- ・新国立競技場計画にたいし、著名な建築家をはじめ100名もの学者から見直しの要望がだされ、建築家協会など5団体から要望書が提出されています。さらに改修

による整備を求める要望に1万4千人が賛同を表明しています。

実際、1984年のロサンゼルスオリンピックではメインスタジアムは1932年大会の施設を使用しています。こうした計画の見直しを求める関係者、都民の声にこたえ、改修を中心に計画を見直すべきです。

- ・現在の計画は、多くの識者が指摘するように神宮外苑の歴史的景観を破壊するものです。これは環境の保全を重視するオリンピック憲章や、「競技施設は、土地利用計画に従って、自然か人工かを問わず、地域状況に調和して溶け込むように建築、改築されるべきである」としている「アジェンダ21」の原則に反するものです。
- ・計画されている開閉式屋根はI O Cから求められておらず、客席数についても8万席ではなく、6万席がI O Cの基準です。
- ・後年度の収支計画には疑問と批判の声があがっています。現行計画では後年度負担が開催後に重くのしかかり、施設利用料の引き上げはスポーツ団体の利用を困難にするものです。

2、都が整備する競技場計画について

都が整備する競技場計画の整備費は、立候補ファイルでは1538億円としながら、最近のシミュレーションでは2倍をこえる3800億円余になることも想定されています。整備費は、競技を保障し安全を確保する必要最小限度の費用に抑えるべきであり、整備費用の膨張は是正すべきです。

そもそも競技場の整備は既存施設の改修を優先することがI O Cの方針です。現行計画はこれに反し、新設偏重でありかつ液状化の危険性が高い臨海部に集中させようとしていることが整備費膨張の原因です。こうした計画を見直し、都内を中心に近隣市なども含め既存施設の活用を再検討すべきです。

また現行計画では、都が整備する11施設（改修含め）のうち8施設がI O C基準をこえる座席数を計画しています。過大な計画を見直し、必要最小限の規模とし、整備費の抑制を図るべきです。

- ・競技場整備に関するI O Cの方針は既存施設の利用が基本です。2003年I O C第115回セッション「会場選択と建設」では、第1に「既存会場を使用すること。必要なら改修を行うこと」と明記しています。「アジェンダ21」でも「既存の競技施設をできる限り最大限活用し、これを良好な状態に保ち、安全性を高めながらこれを確立し、環境への影響を弱める努力をしなければならない」としています。
- ・ロンドン五輪では競技場の新規建設（仮設も含め）は15ヶ所でしたが、東京開催計画では22ヶ所と約1・5倍も多い計画になっています。
- ・I O Cは、競技施設ごとに客席数の基準を定めています。水泳は1万2000席の基準にたいし計画では2万席（内仮設1万5000席）、バスケットボールは1万5000席の基準にたいし1万8000席など、全体で8施設がI O C基準を超える客席数で計画されています。
- ・開催決定直後の世論調査でも、72%の人が「できるだけ支出を抑えるべき」と回答しています。

3、カヌースラローム会場について

葛西臨海公園に予定しているカヌースラローム会場について、日本野鳥の会や江戸川区の要望を尊重し、環境影響評価結果を待つことなく、隣接する下水道施設等への移設をただちに検討すること。

- ・都立葛西臨海公園に予定しているカヌースラローム会場について わが党の質問に答え、都は「地元江戸川区や日本野鳥の会の話を伺うなど、自然環境と調和した計画となるよう検討を進めてまいります」と答弁しています。
- ・都は、移設の検討はあくまでも環境アセスメントの結果を経てからとして、具体的な検討は進展していません。環境アセスの結果を待ってからでは、変更の検討や準備に遅れが生じかねません。
- ・江戸川区は隣接する都の下水道施設への移転を要望し、日本野鳥の会も江戸川区の要望を尊重し下水道施設への移転を提案しています。こうした具体的な要望を尊重しただちに移設のための検討を行うべきです。

4、競技場整備にともない影響する都民スポーツ施設の確保について

現在の計画では、競技場整備にともなって27面の野球場が廃止ないし長期に使用できないなど、いまでも少ない都民のためのスポーツ施設が後退しかねません。これはスポーツフォアオール精神にもとづいて都民のスポーツ参加を促進するオリンピック憲章にも逆行する事態です。

競技場整備にあたっては、既存スポーツ施設の保全につとめるとともに、影響を受ける場合は代替施設を責任をもって確保すること。

夢の島ユースプラザの整備で、取り壊しが計画されている東京文化スポーツ館は移設またはオリンピック競技会場の変更等によって存続をはかること。近隣地域で計画しているアクアティックセンターの新設によって廃止も検討されている国際辰巳水泳場は存続させること。

- ・現在の競技場整備計画で、以下の施設が廃止ないし、一定期間使用できない状況となります。
野球場 27面（内 廃止8面、一定期間使用できない19面）
テニスコート 27面（内 廃止14面 一定期間使用できない13面）
- ・取り壊し予定の東京文化スポーツ館は、体育館、温水プール、フットサルコート、文化学習施設、宿泊施設などの青少年施設で、年間約37万人に利用されている貴重な施設です。
- ・ホッケー場の整備によって6面に野球場が廃止されようとしている品川区では品川区軟式野球連盟が代替地の確保を求めて都の要望書を提出しています。
- ・代替地の確保要望にたいし、都は「既存施設の代替機能の必要性や対応策につきましては、今後、各施設の管理者及び地元区と調整してまいりたいと考えております」と明確な答弁をしていません（4月18日オリ・パラ特別委員会）。

以 上